

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第444回

令和4年6月6日（月）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第444回 議事録

1. 日時

令和4年6月6日(月) 10:30～11:15

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会委員

原子力規制庁

小野 祐二 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長代理

志間 正和 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

藤森 昭裕 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

伊藤 岳広 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

井上 亮 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

中澤 稔 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

北村 了一 高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境技術開発センター
環境保全部 部長

今井 智紀 高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境技術開発センター
環境保全部 減容処理施設準備室 室長

庄司 喜文 高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境技術開発センター
環境保全部 廃棄物管理課 課長

坂内 仁 高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境技術開発センター
環境保全部 減容処理施設準備室 主査

大塚 紀彰 安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 主査

4. 議題

- (1) 日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設に係る事業変更許可申請について

5. 配付資料

- 資料1 大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請の概要
資料2 大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請に係る補足説明資料

6. 議事録

○田中委員 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第444回核燃料施設等の新規規制基準適合性に係る審査会合を開始いたします。

本日の議題は、日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設に係る事業変更許可申請についてであります。

本日の会合も新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の対応を踏まえまして、JAEAのほうはテレビ会議を使用した参加となっております。

注意点、何点か申し上げますが、資料の説明においては、資料番号とページ数を明確にして説明をお願いいたします。発言において不明瞭な点があれば、その都度、その旨をお伝えいただき、説明や指摘をもう一度繰り返すようお願いいたします。三つ目ですが、会合中に機材のトラブルが発生した場合は、一旦議事を中断し、機材の調整を実施いたします。よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、早速、議事のほうに入ります。本日の議題は、先ほど申し上げましたが、大洗研究所廃棄物管理施設に係る事業変更許可申請についてであります。

まず、資料の1と資料の2を用いて、廃棄物管理事業変更許可申請の概要について、JAEAのほうから説明をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（北村部長） 原子力機構の北村でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、先ほどございましたが、機構、大洗の廃棄物管理施設に関わります事業変更許可申請の概要の御説明ということでございます。内容といたしましては、5件ございます。資料に基づきまして、それぞれ説明させていただきます。説明は担当の今井からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（今井室長） 原子力機構、今井です。

それでは、まず資料1、大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請の概要について御説明させていただきます。お手元資料、資料1をめくりまして、資料1でございます。

まず、既許可といえますか廃棄物管理事業変更許可申請書につきましては、平成30年8月22日付で、新規制基準に対応しました許可を取得してございます。今回、変更申請としまして、その背景ですが、施設からの廃棄物の発生量というのは状況、それから稼働状況に応じて変化いたします。特に有機廃液の年間受入量など減少しているということ、取り扱いリスクを低減するということから、有機廃液一時格納庫の使用停止を考えているものでございます。

また、JMTRの廃止措置に伴いまして、一次冷却水を処理する化学処理装置等の使用の停止を行いたいと考えているものでございます。あわせて、外部からの衝撃に対する安全機能につきまして、廃棄物管理施設のリスク、それからグレーテッドアプローチの考え方に基きまして、維持すべき安全機能を適正化したいと考えているものでございます。また、あわせて所管の明確化、記載の明確化などを行いたいというものでございます。

変更概要につきましては、大きく5点ございます。外部からの衝撃に対して、維持すべき安全機能の適正化。二つ目が、有機廃液一時格納庫の使用の停止、あわせて β ・ γ 固体処理棟Ⅲの有機溶媒貯槽というのを新たに液体廃棄物の受入れ施設に変更するというもの。三つ目が、廃液処理棟の化学処理装置等の使用の停止。四つ目が、共用設備に係る記載の見直し及び移動モニタリング設備の削除。五つ目が、固体廃棄物減容処理施設用の施設外への通信連絡設備の明確化でございます。このうち、二つ目、三つ目が施設の使用の停止に関わるものでございます。

続きまして、2ページでございますが、現許可申請書に関しまして、本文から添付書類がございますが、今の五つの変更内容がどの記載内容に係っているのかというのを一覧にしているものでございます。詳細は、ちょっと割愛いたします。

3ページ目でございます。今、御説明しました五つの変更許可の内容につきまして、変更に関わる施設、それから取り扱う廃棄物と受入れ施設、処理施設、管理施設の三つの区分、分類、こちらのほうを整理した表でございます。

4ページ目が、今、五つの項目と申し上げている中身の概要の簡単な紹介でございます。まず、一つ目が、既許可におきましては、外部からの衝撃に対する損傷の防止としまして、維持すべき安全機能は全ての安全機能としてございます。グレーテッドアプローチが適用

される考え方に基づきまして、公衆に対する被ばくの影響の程度や、原子炉停止系のような重要な機能に相当する廃棄物管理施設の重要な機能というのを明確にしたいというものでございます。

廃棄物管理施設の重要な機能というのは、遮蔽機能、閉じ込め機能でございまして、また、火災による影響というのが、この遮蔽、閉じ込め機能を有する設備に損傷を与え得ることから、火災等による損傷の防止機能である遠隔操作により消火を行うガス消火設備についても維持すべき安全機能とするものでございます。また、外部からの衝撃により、他の安全機能を喪失した際には、人員が駆けつけて代替設備・機器を用いて機能を確保すると、このような考え方をしたいというものでございます。

二つ目は、有機廃液一時格納庫、この取扱頻度を考えまして、漏えいリスクを低減するために、これを使用停止するというもの。受入れ施設というものが、代わりに β ・ γ 固体処理棟Ⅲの有機溶媒貯槽というものにするというものでございます。

三つ目は、廃液処理棟の化学処理装置というのは、取り扱う液体廃棄物Aのうち、JMTRから発生します一次冷却水を処理するための装置でございます。JMTRは、廃止措置計画認可によりまして発生量の減少が想定されますので、液体廃棄物については蒸発装置Ⅰという装置で処理するという事で処理の合理化を図る。そのために化学処理装置の使用を停止するというものでございます。

四つ目は、共用施設の一部につきまして、具体的には、固定モニタリング設備、それから通信連絡設備の一部ですが、これが今、大洗研究所（北地区）の原子炉施設と、この廃棄物管理施設が、それぞれ自身の設備というような記載をしているため、所管を明確にするため記載を変更するものでございます。

五つ目は、記載の明確化ということで、廃棄物管理施設において事故・トラブルが発生した際に、事業所外に迅速な通信連絡をするための通信連絡設備を設けることの明確化でございます。

それでは、具体的に詳細を御説明していきます。

まず、5ページは、大洗研究所の主な施設の配置図でございまして。ポイントは、この大洗研究所の北にあります廃棄物管理施設、それから東側に位置しております固体廃棄物減容処理施設と、この2か所に廃棄物管理施設としては分かれているというものでございまして。

6ページには、北地区にございます廃棄物管理施設の施設配置図というものを、詳細な

ものを付しているものでございます。現許可では、この北にあります18施設、それから東側に位置しています固体廃棄物減容処理施設の合わせて19施設になります。

続きまして、詳細な具体的な中身について御説明させていただきたいと思っております。

まず、外部からの衝撃に対する、維持すべき安全機能の適正化でございます。7ページでございます。

廃棄物管理施設の安全設計について、維持すべき安全機能という考え方を見直したいというものでございます。既許可におきましては、維持すべき安全機能は、全ての安全機能としてでございます。安全上重要な施設に該当するものは、既許可の評価にございますとおり、重要な安全施設はないという評価でございます。

施設の構造健全性を維持して、全ての安全機能が損なわれない設計というようにしてございまして、その安全機能というのは、直接的な安全機能として、遮蔽機能、閉じ込め機能、それからこれを支援する機能としまして、火災等による損傷の防止、地震、津波、外部衝撃による損傷の防止、不法な侵入防止など、その他に計測制御、放射線管理機能などがございます。これらの安全機能が損なわれない設計としているものですが、本申請におきましては、この安全上重要な施設がない場合であっても、公衆に対する被ばくの影響の程度に加えまして、原子炉停止系のような重要な機能を考慮するという考え方から、廃棄物管理施設における重要な機能として、遮蔽機能及び閉じ込め機能。ただし、さらにこの遮蔽機能、閉じ込め機能を有する設備というのは、火災等により損傷を与える可能性がございます。このことから、火災等による損傷の防止のうち、遠隔操作により消火を行うガス消火設備機能、これを維持すべき機能としまして、他の機能につきましては、外部からの衝撃により、そうした際には人員が駆けつけて代替設備・機器を用いて機能を確保すると、このような考え方をしたいというものでございます。

8ページでは、今の考え方の流れを御説明しているものでございます。既許可におきましては、維持すべき安全機能を全ての安全機能としてでございます。

試験研究炉のグレーテッドアプローチの考え方等に基づきまして、この適正化を行いたいというものでございます。具体的には、この安全上重要な施設はない、グレーテッドアプローチを適用するという考え方は変わらないものでございます。

また、リスク程度に鑑みて、過去の記録を踏まえた最も影響が大きい評価、特に竜巻の影響評価では、この過去記録より最大の藤田(F)スケール2の竜巻を設計竜巻にしているというところも変わらないものでございます。

今回は、この公衆に対する被ばくの影響の程度、被ばく程度は5mSvを超えないということ。それから、廃棄物管理施設として重要な機能というのは遮蔽機能、閉じ込め機能、それから遠隔により消火を行うガス消火設備機能でございます。

このような形にしまして、他の安全機能については、喪失した際には、人員が駆けつけて代替設備・機器を用いて確保するというものに考え方を適正化したいというものでございます。

この結果、9ページでございますが、今の既許可の記載ぶりにつきましては、全ての安全機能を守る設計というところから、変更後につきましては、これは新旧の例を用いているんですが、現在の記載ぶりに合わせたいと、現在の申請の中身に表現を改めたいというものでございます。結果、F1の竜巻の評価については、F2の現既許可の評価に包絡されるというものでございます。

二つ目の有機廃液一時格納庫の使用の停止でございます。これは、有機廃液一時格納庫は、有機性の液体廃棄物、有機廃液でございますが、これを受け入れ、一時保管した後、処理設備でございますβ・γ固体処理棟Ⅲというところに送りまして、焼却処理するものでございます。

これを今回は、この有機廃液一時格納庫を使用停止しまして、β・γ焼却装置にございます、β・γ固体処理棟Ⅲにございます有機溶媒貯槽というものを受入れ施設としまして、取扱いリスクを低減する変更をしたいというものでございます。

具体的には、11ページでございます。有機廃液というものは、ポリビンにて各施設から受け入れているものでございます。現許可でのフローでは、これを右側の矢印に進みまして、有機廃液一時格納庫というところに受け入れまして、その中の保管容器（ドラム缶）で保管いたします。処理する際は、ここからポリビンに移し替えまして、有機溶媒貯槽へ入れまして、焼却処理を行っているものでございます。今、赤破線で示しております、この有機廃液一時格納庫を使用停止しまして、直接ポリビンから有機溶媒貯槽を、廃液を受け入れまして、処理するという流れにしたいというものでございます。

次の12ページでは、この有機廃液一時格納庫の使用に伴いまして、有機溶媒貯槽を受入れ施設とするわけでございますが、その受入量の妥当性について確認したものでございます。

有機廃液につきましては、現在、年間の受入量を、今、表でお示ししております。平成21年以降、最大で0.05m³というのが実績でございます。この受入れを新たな有機溶媒貯槽

は、この容積としましては0.096m³でございます。また、今後10年間の年間発生予定量というのを毎年調査しているものでございますが、発生量は0.01m³でございます。このことから、有機溶媒貯槽を新たな受入れ施設とできるというふうに考えているものでございます。

続きまして、13ページ、化学処理装置等の使用の停止でございます。これはJMTRから発生します一次冷却水を処理するための装置ですが、廃止措置に伴いまして、この使用を停止するものでございます。

今、13ページに処理フローがございまして、左側に液体廃棄物A、それが廃液貯槽Iというところに行きまして、二つのフローに分かれます。まず、真っすぐ右矢印に行ったところで化学処理装置、その下に廃液蒸発装置Iというものがございます。この化学処理装置で処理するのがJMTRから発生する一次冷却水を処理するための装置でございます。

この化学処理装置の使用を停止いたしますが、廃液蒸発装置Iというものの運用というのは変わらない、プロセスは残りますので、今後は液体廃棄物Aについては、廃液蒸発装置Iで処理する、または処理することができるというものでございます。

14ページには、化学処理装置の処理フローがございます。ちょっと破線が青破線、それから赤破線とございますが、青破線が蒸発装置Iまで今後残る共用するプロセスと共通部分でございまして、赤破線が化学処理装置のフローでございます。今回、使用を停止する範囲が赤破線の部分になります。化学処理装置とともに、ここで発生しますスラッジ、スラッジを処理する凍結再融解槽、それからスラッジ槽、これらが使用を停止するものでございます。

15ページには廃液蒸発装置I、今後、液体廃棄物Aを処理します処理フローを載せております。ここは変更するものではございません、継続して残るというものでございます。

この化学処理装置の使用の停止に伴いまして、16ページですが、最大受入能力というものが変わります。これは発生量が変わるというところからですが、液体廃棄物A、年間8,000m³としているものを、年間4,000m³とするものでございます。液体廃棄物Bは変わりませんので、液体廃棄物の総量としては5,400m³というものになります。

また、液体廃棄物Cというものが、許可上、取り扱いがございまして。これは16ページの区分基準にもございまして、トリチウムの濃度によって液体廃棄物Cという取扱いを想定してございました。これはJMTRからの発生を想定していて、発生量は許可上、ごく僅かとしてございます。しかしながらも発生実績はないということ、JMTRが廃止措置される

ということから、この発生がないということから、取扱いを削除したいと考えているものでございます。

17ページでは、有機溶媒貯槽の考え方と同じく、化学処理装置の使用の停止に伴う処理量の妥当性について確認したものでございまして、実績としまして化学処理装置と、継続して使います液体蒸発装置Ⅰ、これの処理量と、今後、想定最大発生量というものを記載をしているものでございまして。廃液蒸発装置Ⅰの処理能力は、1日約21m³でございまして、今後発生します想定量を十分に処理することができるというものを確認しているものでございます。

18ページでは、変更概要の一部まとめということで、特に評価の考え方について、まとめているものでございます。

現許可では、種々、被ばく評価を行っております。地震、竜巻、火山におけます内部被ばく、外部被ばくなどの評価を行っておりますが、その中で使用を停止しますインベントリを与えていますが、このインベントリはそのままにして、被ばく評価は変更しないということをしております。これは有機廃液一時格納庫ですとか、使用を停止します化学処理装置の除染が完了するまでの期間を踏まえまして、安全側に評価はそのままにするということでございます。インベントリに変更がございませんので、被ばく評価は変わらないというものでございます。

続きまして、19ページですが、今の施設の使用の停止に伴いまして、各施設と設備がどのように変わるのかというのを一覧にして、お示ししているものでございます。

20ページは、変更概要のまとめとしまして、使用停止に係るプロセスです、三つの処理設備がどのように停止していくのかというところをフローでお示ししているものでございまして、段階的に機能が不要になるということをお示ししているものでございます。

21ページは、四つ目の項目としまして、共用設備に係る記載の見直し、それから移動モニタリング設備の削除でございまして。共用設備に係る記載の見直しでは、大洗研究所（北地区）の原子炉施設を廃棄物管理施設にて、それぞれ共用する施設というふうにしてあるものですから、これを大洗研究所（北地区）原子炉施設のものを共用するというような記載ぶりに見直すものでございます。これは所管を明確化する目的でございます。

また、移動モニタリング設備としてのモニタリングカーがございまして、これは所としての原子力事業防災業務計画の中での原子力防災資機材の一部として備えてございまして、許可からの記載については削除をしたいと考えているものでございます。

また、その代わりには、固定モニタリング設備としてモニタリングポスト等がございますので、そちらで放射性物質の濃度、線量を監視し、測定することができるものでございまして、機能は変わらないと考えているものでございます。

22ページは、固体廃棄物減容処理施設の通信連絡の記載の変更でございまして、評価等に関わるものではございません。北地区、それから東地区に分かれておりますから、これを廃棄物管理施設用と固体廃棄物減容処理施設用ということで、二つの施設から施設外への通信連絡設備を備えた設計とするということが読めるようにするというものでございます。

23ページでは、その二つを明確化することによって、施設外への通信連絡設備を有する緊急時対策所を北地区、それから南地区でございまして固体廃棄物減容処理施設用というこの通信連絡を図るイメージ図でございまして。

24ページから添付資料としまして、許可の基準規則との適合を御説明しているものでございまして、左側に条項、それから真ん中に既許可とございまして、現許可の適合のための設計方針、それから、今回、変更に伴いまして、適合するための対策として、許可基準規則との適合を説明しているものでございます。

ポイントとしましては、25ページ、第2条の遮蔽でいきますと、有機廃液一時格納庫、それから、これに伴って新たに液体廃棄物の受入れ施設とします有機溶媒貯槽、それから化学処理装置の停止に伴いまして、評価については既許可の考え方を踏襲しております。先ほど御説明しました、評価におけるインベントリを与えたままでございまして、既許可等を変更するものではないということ。したがって、現設計方針を変更するものではない、変わらないというものでございます。

このように変更箇所は、各条項の適合性の説明、それから解釈も含めまして、説明を既許可では説明してございますので、各条項、変更する箇所というのは多岐にわたっておりますが、評価を変えるところについては、基本的にはかなり少ないというものでございます。

具体的には、第8条、30ページでございまして、外部からの衝撃の損傷の防止。先ほど御説明しました観点での安全機能の適正化という観点で見直しを図るものでございます。

しかし、廃棄物管理施設は外部からの衝撃の影響により安全性を損なうことがない設計というところは変わらないということから、事業許可、基準規則と適合していると考えているものでございます。

資料1の説明につきましては以上でございまして、資料2は補足説明資料でございます。こちら詳細は、簡単に申しますと、廃棄物管理施設の概要説明を冒頭に並べてございます。各施設の処理の流れ、廃棄物の具体的な形状、保管管理などを御説明しているものでございまして、資料1の参考資料として見ていただければと考えております。

また、18ページから、今御説明しました、今回の申請しました新旧案の主要箇所を、これを記載しているものでございます。

そして、32ページから、安全機能の適正化に伴いまして、代替設備・機器で人が代替するというふうにしています、その具体的な施設、設備、それからその安全機能、これをどのように代替設備・機器で用いて行うのかというものを説明しているものでございます。

廃棄物管理施設の安全機能というのは、そもそも運転を停止することで、その処理機能を有さなくなるというものもございまして、これは具体的には処理機能ですとか、廃棄機能でございます。現運転におきまして、処理、それから廃棄機能につきましては、日中だけの運転をしております、休日・夜間は止めているものでございます。このように運転を停止するために、その機能の維持を有さないということから、代替不要というものがございまして、また、設備の耐震、それから安全機能の設備により、そもそも維持することができるというものもございまして、

それ以外につきましては、主要なところでは、サーベイメーターですとか、消火器、無線機、それからスポット式の計測器を代替設備機器として用いることで維持することが確保することができる、安全機能を確保することができるというように考えているものでございます。

資料の説明については、以上でございます。

○田中委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、規制庁のほうから質問、確認等ありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

○中澤チーム員 規制庁の中澤です。

竜巻対策のところでは1点、確認させてください。資料で言うと、資料の2、補足説明資料のほうの22ページなんですけれども、変更後の本文のところを読むと、外部事象全てに対して安全機能喪失時の代替設備・機器による対応の方針を追加しているように読めるんですけれども、今回の申請において想定される外部事象に変更はあるんでしょうか、説明いただければと思います。

○日本原子力研究開発機構（今井室長） 原子力機構、今井です。

まず、想定される外部事象に変更はございません。今回、安全機能の適正化として考えておりますのは、外部事象そのもの全般に関わる機能を見直しを考えているものでございます。ただ、結果として記載ぶりが変わりますのは、竜巻の評価に係る部分のみというふうに考えているものでございます。

○中澤チーム員 規制庁の中澤です。

ということは、代替設備を使用するのは、竜巻のみを想定しているということでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（今井室長） 原子力機構、今井です。

竜巻に係る記載ぶりが変わるものでございますが、ただ、安全機能の見直しとしましては、この外部事象全般を考えているものでございますので、代替設備・機器を用いて機能を確保するという考え方は、竜巻以外にも適用されるというように考えているものでございます。

○中澤チーム員 規制庁、中澤です。

ありがとうございます。

○日本原子力研究開発機構（今井室長） 原子力機構、今井です。

ちょっと今、説明がちょっと抜け……。補足させていただきますと、例えば凍結、それから生物の影響等におきまして、運転施設等を停止するというのもございますので、そういった観点からも、外部からの衝撃に関する全般的な安全機能の見直しを考えているものでございます。

○田中委員 よろしいですか。

○中澤チーム員 はい。

○田中委員 あと、ありますか。

○藤森チーム員 原子力規制庁、藤森です。

今の話なんですけれども、外部事象全般の設計方針を、では見直すということで理解しましたが。具体的に、ほかの外部事象、竜巻については特に設計方針を変えるということは、申請書上、分かるんですけれども、ほかの外部衝撃、自然現象、それから人為事象も含めてだと思えますけれども、それで具体的に代替、安全機能を喪失して、代替機能を発揮する、発揮しなければいけないそのことを想定しているのか、具体的にその事象ごとにお示しいただければと思うんですけれども。次回以降、ちょっとそこは確認させていただ

ければと思います。よろしいですか。

ここの本文の記載と、もともとと言っています安全機能、維持すべき安全機能ですか、という言い方で変更内容を言われておるんですけども、基本的な基準要求としては、外部衝撃で安全性を損なうおそれがないという基準要求がそもそもあって。維持すべき安全機能というと、維持しなくてもいいような安全機能があるようにも見えるんですけども、そこは安全性を損なうことのないということの設計方針をどう考えるかというところであって、そういった意味で、この本文の記載もそうなんですけど、安全機能を損なうことのない設計なり、最後のなお書きのパラでは、安全性を損なうことのない設計と、両方何か言葉が入っていたりして、ちょっと具体的にこの本文の記載ぶり、あるいは変更の理由についても少しちょっと検討いただいて、ふさわしい本文なり、変更理由を少しちょっと検討をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（北村部長） 原子力機構の北村でございます。

はい、承知いたしました。まず、現状の記載を、何ゆえこのように記載したのかというところを、まず御説明申し上げた上で、今の御指摘がありましたように、書きぶりといいますか、分かりやすい書きぶりということを検討したいと考え、次回、御説明申し上げるよういたします。

○藤森チーム員 よろしくお願ひします。

○田中委員 あと、ありますか。

○井上チーム員 規制庁、井上でございます。

資料1の20ページでございますけども。液体廃棄物処理の処理フローを変更するというところで、一部設備を使用停止するというところが御説明ございました。20ページ見ていただきますと、一次廃液、有機廃液の一時格納庫の使用停止というところなんですけども、資料上に配管の取り外しなどといった記載ございまして、工事が発生するというところと認識してございますけども。このようなところにつきまして、設工認申請について、どのように考えてございますでしょうか。

また、使用停止に関するプロセスにつきましては、いつ頃までに終わると、そういったことを考えてございますでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（北村部長） 原子力機構の北村でございますけれども。

今、御指摘ございました、有機廃液一時格納庫で一部工事ということでございますが、これはあれでしょうか、廃止措置の設工認と同じ位置づけのような形のことの御指摘とい

うことをございましょうか。ですと、現在、別の新規制基準対応ということで設工認をお出ししておりますけれども、これとは別に廃止といいますか、使用停止のための設工認という形でお出しすることになるかと考えます。

○井上チーム員 規制庁、井上でございます。

設工認は必要と、そういった認識でおられるということ承知いたしました。

○伊藤チーム員 規制庁の伊藤でございます。

ちょっとこちらの見解の補足をさせていただきますと、今回、停止をするというふうに説明があった設備ですけれども、これまで設工認を取られていて、技術基準維持義務が現在かかっている状態であるというところでもありますので、その維持義務がかかっている状態をどう手続上というか、明確にしていくことを考えているのかというのを整理を説明をしていただきたいということです。

○日本原子力研究開発機構（北村部長） 原子力機構の北村でございます。

承知いたしました。私のほうといたしましては、この使用の停止の完了までの工事に従いまして設工認を提出し、その工事といいますか機能の停止がしっかり行われているという確認ができるプロセスというものを確立した上で入るといようなことを考えておりますので、その設工認のまた申請に当たっては、こちらからまた相談なり何なりということで話をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤です。

承知いたしました。

○藤森チーム員 原子力規制庁、藤森です。

確認したいんですけど、有機廃液一時格納庫は、保管容器の撤去というところまで書いてあるんですけど、これスケジュール的には、どのタイミングでやるつもりなんですか。先ほど、何か廃止措置計画みたいなことも言っていたんですけど、廃止措置計画段階でやるのか、それともすぐ撤去する予定なのか、その辺はいかがですか。

○日本原子力研究開発機構（北村部長） 機構の北村でございます。

すみません、ちょっと先ほど申し上げたかったのは、廃止措置段階と同じような位置づけの設工認という意味でちょっと申し上げたものでありまして、私どもは、廃止措置の一つとして、この機能の停止を考えているものではありません。できればでございますけれども、この許可得られましたら、速やかにこの手続のための準備に入って、設工認をお出しして、その際にスケジュールもお示ししてということを考えております。

○藤森チーム員 原子力規制庁、藤森です。

分かりました。ただ、今の段階でどれぐらいのスケジュールで考えていて、どういうプロセスを考えているかというところは、補足説明なりで御説明はお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（北村部長） 承知いたしました。概略にはなりますけれども、次回、御説明申し上げるよういたします。

○藤森チーム員 よろしく申し上げます。

○田中委員 あと、ありますか。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

これは申請書についてのお話なんですけれども、今回、本申請では、変更が今回の中でされていないような内容も含めて示されたような申請書類になっていまして。そういう意味では、どこが変更の議論をしたい内容なのかというのが判別しにくいような内容になっているというふうに考えています。

ですので、完本というような言い方をしておりますけれども、そういった形ではない、変更点が分かりやすい申請というのは工夫ができないのかというところを、1点指摘をさせていただきたいというのと。

あとは、添付書類5ですけれども、基準適合の考え方、示していただけてますけれども、こうしたところも同様に、過去の既許可の申請内容に対する添付書類の記載をそのまま変更するのではなくて、今回の申請の内容に対して、どう基準適合を説明をするのかというのを明確にさせていただけるといいのかなというふうに考えているのと。今みたいな指摘は、過去、JAEAの他の試験炉施設に対する会合でも指摘を行われておりますので、そういったところの対応も確認をいただければというふうには考えております。

それから、もう1点ですけれども、今回、申請書の中では、ほかの試験炉の審査なんかで言いますと、補足説明資料であるとか、審査資料として扱われるようなところも含めたような記載ぶりもありますので、これもJAEAとしてほかの施設の対応で、基本設計としてどこまで申請書に入れるべきなのかというところも、少し横を見た上でどういった工夫ができるのかというところは検討いただきたいというふうに考えております。

○日本原子力研究開発機構（北村部長） 原子力機構の北村でございます。

御指摘ありがとうございます。まず、他の試験研究炉との横並びの件は、まず承知いたしました。ありがとうございます。

それから、あと書きぶりといいますか、変更点を明確にしてというところにつきまして

は、私どものほうは、まず、基本的な考え方といたしまして、申請書の完成版ということで、その完成版のイメージを持って作成したというところはございますので、その意味では、基準への適合性ということで、今回の変更箇所に関して変更する部分、それから変更が必要なかった、考え方といたしますか、評価で変更する必要がないというところを明確にした上で、詳細を御説明するようにいたします。

以上です。

○田中委員 いいですか。

○伊藤チーム員 規制庁、伊藤でございます。

今後、審査会合の進んだ上で、補正なども必要に応じて検討されると思いますので、その段階で、どういった形を取るのかというのは整理いただければというふうに思います。

○日本原子力研究開発機構（今井室長） 原子力機構、今井です。

承知しました。

○田中委員 あと、よろしいですか。

それでは、ちょっと本日、何点か指摘したところございますので、また引き続き、審議をすることといたします。また、日程等について、また事務局とJAEAとで調整させていただけたらと思います。

ほか、なければ、これもちまして、本日の審査会合を終了いたします。

ありがとうございました。